

# 小規模保育事業ベビーランド さくら園 重要事項説明書

保育の提供の開始にあたり、当園があなたに説明すべき内容は次のとおりです。

## 1 事業運営主体

名 称	株式会社 さくら Blossam
所 在 地	大阪市西淀川区姫里 2-1-3
電 話 番 号	06-6477-1390
代 表 者 氏 名	中川 真吾

## 2 事業所の概要

施 設 の 種 類	小規模保育事業 A 型
施 設 の 名 称	小規模保育施設 ベビーランド さくら園
施 設 の 所 在 地	大阪市西淀川区姫里 2-1-3
連 絡 先	電話番号 06-6477-1390 FAX 06-6477-1395
管 理 者	宇川 香織
対 象 児 童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保育を必要とする満3歳未満の小学校就学前児童
認 可 定 員	0歳児 5人 1歳児 7人 2歳児 7人
利 用 定 員	満1歳以上満3歳未満の児童 13人 満1歳未満の児童 6人
開 設 年 月 日	平成27年 4月 1日
事 業 所 番 号	2710052000603
ホ ー ム ペ ー ジ	<a href="https://www.baby-sakura.net/">https://www.baby-sakura.net/</a>

## 3 事業の目的・運営方針

小規模保育施設 ベビーランド さくら園（以下「当園」という。）は、以下の運営方針に基づき、保育を必要とする児童を日々受け入れ、保育を行うことを目的とします。

- (1) 「当園」は、保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児（以下「園児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。
- (2) 「当園」は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。
- (3) 「当園」は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。

#### 4 当園における設備の概要

##### (1) 施設

建物	構造	鉄筋コンクリート造 10 階建のうち 1、2 階
	延べ面積	99.736 m <sup>2</sup>
屋外遊戯場		公園 3553 m <sup>2</sup>

##### (2) 主な設備

設備	部屋数	備考
乳児室又はほふく室	1 室	すずらん組 (0 歳児クラス)
保育室 (又は遊戯室)	1 室	たんぽぽ組 (満 1 歳児クラス) ちゅうりっぷ組 (満 2 歳児クラス)
その他		調理設備、沐浴設備、幼児用トイレ、幼児用手洗い 汚物流し槽、除菌エアコン

#### 5 提供する保育等の内容

当園は、保育所保育指針（平成 20 年 3 月 28 日厚労告 141）を踏まえ、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

##### (1) 特定教育・保育及び時間外保育の提供

下記 8 に記載する時間において、保育を提供します。

##### (2) 体操教室

下記 8 に記載する時間において 0、1、2 歳児対象の体操教室を週 1 回提供します。

#### 6 職員の職種、員数及び職務の内容 令和 7 年 4 月 1 日現在

職種	職務の内容	員数	常勤	非常勤	備考
統括園長	施設の最終責任をつかさどり、施設長を監督	1	1		代表取締役
管理者	園務をつかさどり、所属職員を監督	1	1	0	
保育士	専門的知識及び技術をもって、園児の保育及び園児の保護者に対する保育に関する指導を行う	6	4	2	
家庭的保育補助者	保育士を助け、園児の保育を行う	1	0	1	
栄養士	給食、おやつを調理する	1	1	0	
看護師	園児のケガや病気の時の対応及び囑託医や保護者への連絡を行う	1	1	0	

当園では、「大阪市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年 9 月 22 日大阪市条例第 101 号。以下「条例」という。）」の定める基準を遵守し、保育の実施に必要な職員として、上記の職種の職員を配置しています。

<各職種の勤務体系> (小規模保育事業 A 型の場合)

職 種	勤務体系
統括園長	正規の勤務時間帯 (9:00~18:00)
管理者	正規の勤務時間帯 (9:00~18:00)
保育士	正規の勤務時間帯 (7:00~19:00)
家庭的保育補助者	正規の勤務時間帯 (7:00~19:00)
栄養士	正規の勤務時間帯 (8:00~17:00)
看護師	正規の勤務時間帯 (9:00~18:00)

※ ローテーションにより、各保育士の勤務日及び勤務時間帯は異なります。

※ 職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

## 7 保育を提供する日

保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとします。

ただし、年末年始 (12月29日から1月3日) 及び祝祭日は休園となります。

## 8 保育を提供する時間

保育を提供する時間は、次のとおりとします。

### (1) 保育標準時間認定に係る保育時間

保育標準時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、7時から18時までの範囲内で、保育を必要とする時間となります (実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します)。

なお、上記以外の時間帯において、就労等の理由により保育が必要な場合は、19時までの範囲内で、時間外保育を提供いたします (時間外保育の利用に当たっては、当園にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります)。

(土曜日は除きます)

### (2) 保育短時間認定に係る保育時間

保育短時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、8時30分から16時30分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります (実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します)。

なお、上記以外の時間帯において、就労等の理由により保育が必要な場合は、7時から8時30分まで又は16時30分から18時までの範囲内で、時間外保育を提供いたします (時間外保育の利用に当たっては、当園にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります)。

## 9 食事の提供方法及び提供を行う日、アレルギー対応状況

### (1) 食事の提供方法

自園調理

### (2) 食事の提供を行う日

保育を提供する日は、毎日食事の提供を行います。

児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食	昼食	午後間食	夕方間食
0歳児	9時30分頃	11時頃	15時00分頃	18時15分頃
1歳児	9時30分頃	11時頃	15時00分頃	18時15分頃
2歳児	9時30分頃	11時頃	15時00分頃	18時15分頃

※ 献立表は毎月別途お知らせします。

※ 食物アレルギー等、体質に合わない食材があればご連絡ください。

### (3) アレルギー対応状況

除去食及に対応

食物アレルギー対応マニュアル 有

## 10 特別支援教育・障がい児保育の取組状況

地域社会の中で、障がいのあるこどもとないこどもが共に育ち合うことを基本的な考え方として障がい児保育を行っています。

## 11 連携施設

当園は、保育を適正に実施し次に掲げる事項に係る連携協力を行う教育・保育施設を確保しております。

### (1) 連携内容

ア 園児に集団保育を体験させるための機会の設定、その他保育の内容に関する支援

イ 代替保育（当園の職員の病気、休暇等により特定地域型保育を提供することができない場合に、当園に代わって提供する保育をいう。）の提供

ウ 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児を当該保育の提供終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携保育施設において受け入れて教育又は保育の提供をすること。

2歳児定員 7人中 7人

(2) 連携施設

ア 株式会社 さくら Blossam かしわざと さくら園

運営主体	株式会社 さくら Blossam
所在地	大阪市西淀川区柏里1-14-16
連携内容	・ 集団保育を体験させるための機会の設定 ・ 代替保育の提供 ・ 卒園後の受け入れ 7人中 7人
電話番号	06-6472-1390

イ 大阪市立 姫島保育所

運営主体	大阪市
所在地	大阪市西淀川区姫島4-21-7
連携内容	・ 集団保育を体験させるための機会の設定
電話番号	06-6471-0859

※卒園後、連携園以外への入園を希望される場合は、再度お住まいの市町村への利用申込が必要となります。市町村の利用調整の結果、御希望の保育園に入園できない場合がありますので御了承ください。

## 12 利用料金

(1) 特定地域型保育に係る利用者負担（保育料）

支給認定証の発行を行った市町村が定める利用者負担額（月額）を当園にお支払いいただきます。

ただし、転居等やむを得ない理由により月の途中で退所する場合には、在籍日数に応じ日割計算で算定します。

(2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

(1)に掲げる保育料のほか、別表に掲げる費用を負担していただきます。

お支払方法については、別途お知らせします。

## 13 利用の開始に関する事項

区保健福祉センターの利用調整に基づき当園に入所決定され支給認定を受けた保護者が本重要事項説明書等に同意された後に保育の提供を開始します。

## 14 利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には保育の提供を終了します。

- (1) 園児が満3歳に達したとき（ただし、満3歳に達した年度の3月31日までは保育を提供します。）
- (2) 児童の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき
- (3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

## 15 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

### (1) 小児科

医療機関の名称	相井医院
医院長名又は医師名	相井 武
所在地	大阪市西淀川区野里 2-18-8
電話番号	06-6471-2105

### (2) 歯科

医療機関の名称	医療法人知勇会 SG デンタルクリニック西淀川
医院長名又は医師名	管 雄輔
所在地	大阪市西淀川区花川 2-21-19
電話番号	06-6473-3710

## 16 緊急時の対応

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の指定する医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

## 17 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応いたします。
防災設備	・自動火災報知設備 有 ・非常警報器具・設備 有 ・スプリンクラー 無 ・カーテン、敷物、建具等で可燃性のものの防災処理 有 ・消火器 有 ・誘導灯 有 ・避難器具 無
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は、毎月1回以上実施します。

## 18 虐待の防止のための措置に関する事項

職員による園児への虐待防止のため、以下の措置を講じています。

- (1) 年に3回職員に対して虐待防止研修を実施
- (2) 虐待防止マニュアルの作成、運用

## 19 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当園 ご利用 相談窓口	・窓口担当者 宇川 香織 ・ご利用時間 9:00～ 17:30 ・電話番号 06-6477-1390 F A X 06-6477-1395 担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。
第三者委員	谷口 敏五郎 電話番号 06-6374-6721 地域防災士 保護士

- ※ 当園では、上記のほか、園内に要望・苦情等に係る投函箱を設置しています。
- ※ 苦情解決の実績等はホームページに掲載しています。

## 20 利用者に対しての保険の種類・保険事故（保険者の保険金支払義務を具体化させる事故）・保険金額

当園では、以下の保険に加入しています。

①

保険の種類	ほいくのほけん・こどもえんのほけん
保険の内容	賠償責任保険・園児団体傷害
保険金額（対人） （賠償責任保険）	施設 1名につき10億円 1事故につき10億円 （園での死亡事故など、5名事故だと按分となります。） 生産物 1名につき10億円 1事故につき10億円 （園での食中毒事故など、5名事故だと按分となります。）
保険金額（対物） （賠償責任保険）	施設 1事故につき1,000万円 （散歩中に園児が他人の物を破損させたなど。） 生産物 1事故につき1,000万円 （近隣の工場汚染で施設が汚染されたなど。）
保険金額 （園児団体傷害）	死亡・後遺障害 230万円 入院1日あたり3,000円 通院1日あたり2,000円 （登降園の事故、ケガも対象です。） （園の管理下におけるケガに対する補償です。）

②

保険の種類	スポーツ振興協会共済保険
保険の内容	災害共済保険
保険金額	別紙参照

- ※詳しくは、別途配布する「災害共済給付のおしらせ」を御確認ください。

## 20 園児の利用状況（毎年度5月1日現在）

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0歳児	3人	1人	1人
1歳児	6人	7人	7人
2歳児	5人	7人	7人

## 21 第三者評価の受審、自己評価の実施状況

項目	受審、実施状況	受審、実施結果
第三者評価受審状況	令和5年度実施	令和6年度報告
自己評価の実施状況	毎年度実施（3月）	実施

## 22 子ども・子育て支援法第51条第2項若しくは第4項又は第57条第2項若しくは第4項の規定により公表・公示された旨（適正運営をしていない等により大阪市長より勧告、命令等を受け、その旨を公表、公示された事実の有無）

なし

## 23 当園におけるその他の留意事項

宗教活動、政治活動、営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。
喫煙	当園施設内及び敷地内はすべて禁煙です。
個人情報等について	園児、保育園行事、保育園職員などについての写真や動画を SNS に一切掲載しないでください。
駐輪、駐車について	車での登園はご遠慮ください。 自転車の駐輪は敷地の駐輪場（園前、またはハイツ下）に止めてください。 駐輪場での事故やケガの責任は負いかねます。
物品について	当園では1歳児より体操服の購入をお願いしております。その他物品に関しては、お持ちの物で類似品であれば持参していただいても大丈夫です。
契約書について	契約書の内容及び同意内容をよくご確認ください。



別表

1 特定地域型保育の提供に要する利用者負担金（上乘せ徴収分、実費徴収分）

1 保育の提供に要する実費にかかる利用者負担金

項目	内容負担を求める理由及び目的	金額
布団の提供に係る費用	布団は午睡時、必要不可欠な物であり忙しい中、保護者が布団を忘れてしまう恐れがあり得る。また布団を週に1回掛け布団等を交換することで清潔を保ち安全かつ衛生的な布団を提供できるため。	月額 1,350 円 汚損交換 毛布 1 枚 800 円 タオルケット 1 枚 600 円 敷布団 1 枚 800 円 敷布団カバー 1 枚 150 円 掛け布団カバー 1 枚 150 円
体操服、カラー帽子などの被服費	園外保育では頭を様々な面で保護するカラー帽子が必要なため、また体操服は運動遊びなどで汗をかいた場合、吸水性の良い体操服であれば日々を快適に過ごすため。	乳児カラー帽子 (1,180 円) 体操服 (半袖) 90~130 (3,080 円) 体操服 (半ズボン) 90~130 (2,640 円) 体操服 (長袖) 90~130 (3,861 円) 体操服 (長ズボン) 90~130 (3,300 円) スモック 90~130 (2,596 円)
文房具や絵本代などの教材費用	保育の中での製作など頭、手の発達において教材が必要なため。	0 歳~2 歳シール帳 (720 円) 0 歳~2 歳クレヨン (560 円) 0 歳~2 歳自由画帳 (290 円)
月刊絵本	絵本を通じて保護者と子どもの関わりを増やしてほしいという希望があるため。	月刊絵本 0 歳 (550 円) 月刊絵本 1 歳 (420 円) 月刊絵本 2 歳 (420 円)
写真代	保護者から園の様子の写真購入希望があったため	※園での写真撮影 データ 116 円 L 版 52 円 2L 版 110 円 ※行事写真 データ 187 円 L 版 123 円 2L 版 182 円
日本スポーツ振興センター	共済保険	共済掛金年額 (250 円)
口座確認料 預金口座依頼書 毎月引落手数料	引き落としをすることで保護者の振込みの手間を省くため	口座確認料 (55 円) 預金口座依頼書 (11 円) 毎月引落手数料 (165 円) 口座振替用紙 2 回目以降郵送料 (110 円~320 円)

※上乘せ徴収にかかる部分は書面による保護者からの同意を得た上で徴収致します。

## 2 保育の提供に要する上乗せにかかる利用者負担金

体操教室費用	保育士だけでは出来かねるところによる、心身の発達及び助長を促すために専門的知識を持った外部講師に来てもらうための費用負担とする。	月額 500 円
--------	--	----------

## 3 時間外保育にかかる利用者負担。

### (1) 保育標準時間認定に係る時間外保育料

月額 3,500 円

1 回あたり 500 円

### (2) 保育短時間認定に係る時間外保育料

月額 3,500 円

短時間前 1 回あたり 500 円 短時間後 1 回あたり 500 円

上記費用については振り込み又は引き落としでお願いします。また領収書が必要な場合は領収書を発行致します。